

I. 平成 29 年度関税改正を巡る諸情勢

1. 関税率及び関税制度を巡る国際状況

我が国は、自由で公正な貿易を堅持し発展させていくため、従来から、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しているが、WTO交渉が実質的に停滞する中、経済環境の変化に合わせて通商ルールを進化させるためには、新たな枠組として、基本的価値を共有し、志を同じくする国々の共通ルールを作る必要がある。

こうした考えの下、我が国は、近年、より広範囲に効力を有することが期待される広域経済連携（メガFTA）である、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTAの締結交渉を積極的に進めてきている。

その結果、本年2月には、我が国を含めた交渉参加12カ国の合意の下、TPPが署名されるに至った。TPPは、単に関税を引き下げて貿易を自由なものとするだけでなく、幅広く公正な競争環境を整えることにより、太平洋に「自由で公正な経済圏」を創り出す野心的な挑戦である。また、今後の他の経済連携協定のモデルとなることも期待されるものである。

しかしながら、自由貿易を拡大する努力や成果が見られる一方で、本年6月には、国民投票の結果、英国がEUからの離脱の意思を表明し、また、来年1月に就任する次期米国大統領がTPPからの離脱を明言するなど、主要国が内向き志向を強める傾向も見られる。

我が国としては、こうした世界的な保護主義の懸念が高まりつつある今こそ、適切な経済的機会を創出し、また、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、世界に「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指していくべきである。

2. 税関行政を取り巻く状況

我が国税関は、社会や経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進行する中で、その使命である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、及び「貿易の円滑化」を引き続き着実に果たしていくことが必要である。

特に、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュ等において邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、また、ISILが日本をテロの標的として名指しするなど、テロの脅威が現実のものとなっている中で、我が国は、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れて、テロ対策に万全を期す必要がある。また、本年の覚醒剤の押収量は昨年1年間の押収量の2倍以上となっており、金地金の密輸摘発件数も2年連続で過去最高を記録するなど、巧妙化・多様化する犯罪に対し、効果的・効率的な水際取締りが求められている。

一方、我が国に流入する旅客・貨物・郵便物は引き続き増加傾向にあり、特に、訪日外国人旅客は、2015年に約1,974万人と前年から大幅に増加している。「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、今後も、2020年に向けて4,000万人、2030年には6,000万人を目指すこととされており、適正な通関を確保しつつ、その手続を一層迅速化することが求められている。

これらも踏まえ、適切な制度改正を行うとともに、更なる執行の改善に努めていく必要がある。

Ⅱ. 平成 29 年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくものとされており、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

現在設定されている 433 品目の暫定税率について、上記の考え方に沿って検討を行った結果、418 品目の暫定税率の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

また、発泡酒、蒸留酒及び農林漁業用 A 重油の 15 品目については、今後、短期間に関税の見直しを行う必要性が認められないことから、暫定税率を廃止し、基本税率により現行の水準（無税）を維持することが適当である。

(2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率同様、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

牛肉に係る関税の緊急措置については、米国での牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生以降、輸入基準数量に係る特例措置を設けている。現時点の牛肉の輸入数量は、米国での BSE 発生前の水準に回復したとは言い難いことから、平成 29 年度においても特例措置を継続することが適当である。

(3) 航空機部分品等の免税制度の適用期限の延長

我が国の航空機製造業と宇宙機器産業においては、国際共同開発への参画、新規国産ジェット旅客機の開発、海外からの人工衛星等の受注を図っているところであり、国際競争力の更なる強化が必要となっている。

しかし、その製造に際し、国産困難な部分品等は輸入に依存している状況にあり、本制度は、航空機部分品等の免税輸入を通じて、コストの軽減に資するものとなっている。

こうした点を踏まえると、平成 29 年 3 月 31 日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度については、その適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで 3 年間延長することが適当である。

(4) 加工再輸入減税制度の適用期限の延長

開発途上国からの安価な輸入品の増加にさらされている我が国の繊維・皮革産業に

においては、加工再輸入減税制度を利用し、国産の材料を一旦輸出して海外で加工した後、再び輸入することで生産コストを削減し、競争力の強化を図っている。

平成 29 年 3 月 31 日に適用期限の到来する加工再輸入減税制度については、国産材料の利用促進と産業全体の活性化の観点から、その適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで 3 年間延長することが適当である。

なお、本制度の対象品目のうち、カーシートレザーについては、利用実績及び利用見込みがないことから、本制度の対象から除外することが適当である。

(5) 沖縄における関税制度上の特例措置

特定免税店制度は、沖縄の観光振興及び雇用促進等を目的として設置されている。また、選択課税制度についても、国際物流拠点産業集積地域における企業誘致を促進するためのインセンティブとしての役割が期待されている。

こうした点及び沖縄の歴史的・地理的等の特殊事情を考慮すると、特定免税店制度及び選択課税制度について、他の沖縄振興税制措置の適用期限等も踏まえつつ、それぞれ適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで（3 年間）及び平成 31 年 3 月 31 日まで（2 年間）延長することが適当である。

2. 個別品目の関税率等の見直し

(1) 企業主導型保育事業を促進するための脱脂粉乳に対する関税の軽減措置

現在、小学校、幼稚園等の学校及び児童福祉施設の児童等に供される脱脂粉乳について、関税の軽減措置が講じられている。

企業主導型保育事業に係る施設は、子ども・子育て支援法等に基づき、認可保育施設等と同等の保育の質を確保するものとされているところ、同事業に係る施設において保育を受ける児童の給食用脱脂粉乳も、関税の軽減措置の対象とすることが適当である。

(2) パラ-ニトロクロロベンゼンの関税率の見直し

スマートフォンの基盤等の原料として使用される D P E の製造に用いられるパラ-ニトロクロロベンゼンは、現在、日本国内で生産されておらず、我が国は、主に中国からこれを輸入している。近年、日本製 D P E と中国製 D P E が競合するようになってきているところ、日本の D P E 製造企業の製造コストを軽減し、国際競争力を保つ観点から、関税を無税とすることが適当である。

(3) メタ-アラミドの関税率の見直し

主に、電気絶縁材料となるアラミドペーパーの製造に用いられるメタ-アラミドは、現在、日本国内では生産されておらず、我が国は、米国からこれを輸入している。しかし、近年、日本製アラミドペーパーと中国製アラミドペーパーが競合するようにな

ってきているところ、日本のアラミドペーパー製造企業の製造コストを軽減し、国際競争力を保つ観点から、メタ-アラミドの関税を無税とすることが適当である。

(4) ナッツジュースの関税率の設定

ナッツジュースは、これまで関税率表第 2202.90 号(アルコールを含有しない飲料)に分類されてきたが、このうち、飲料として調製されていないナッツジュースについては、平成 28 年 3 月の HS 委員会において、第 2009.89 号(果実又は野菜のジュース)に分類されることが決定された。これに対応するため、飲料として調製されていないナッツジュースの分類を変更するとともに、その適用税率について、現行と同じ水準とすることが適当である。

(5) 玩具の関税率の見直し

玩具の輸入手続においては、その分類等の確認のために資料提出が求められることが多く、輸入者・税関の双方において貿易手続上の事務負担となっている。

玩具については、我が国が署名済みの経済連携協定においては全て無税で譲許がされており、また、日本企業の玩具生産においては、海外へ生産拠点を移転し、生産した製品を日本に輸入する形態が進んでおり、こうした海外展開は今後も進んでいくことが見込まれていることから、関税を無税としても、特段の影響はないと考えられる。

こうした点を考慮し、玩具の国内細分を統合し、関税を無税とすることが適当である。

(6) 衛生用品の関税率の見直し

衛生用品の輸入手続においては、その分類・分析のために資料提出が求められることが多く、輸入者・税関の双方において貿易手続上の事務負担となっている。

また、近年の衛生用品の輸入実績は、基本税率が既に無税となっている税番での輸入が 9 割程度を占めており、関税を無税としても、日本製の衛生用品は全体として高い国際競争力を有していることから、特段の影響はないと考えられる。

こうした点を考慮し、衛生用品の国内細分を統合し、関税を無税とすることが適当である。

3. 特恵関税制度の見直し

特恵関税制度は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国を原産地とする特定の輸入物品に対して、一般の税率よりも低い特恵税率を適用する制度である。

平成 12 年度より、一定の経済発展を遂げた国に対する全面適用除外措置が設けられているが、現在、特恵関税制度の対象国には、多くの新興市場国が含まれており、かつ、制度の適用実績を見ると、その便益を享受している国が一部の高中所得国に偏在している状況にある。

(1) 全面適用除外措置の適用基準の見直し等

特惠関税制度の趣旨に鑑みて、より支援を必要とする国に対しその恩恵を行き渡らせるために、その対象国の範囲を見直すことが適当である。具体的には、特惠関税制度の適用実績や諸外国の動向などを踏まえ、全面適用除外措置の基準について、①当該年度の前年までの3箇年の国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において同期間中連続して「高中所得国」以上に該当すること、②当該年度の前々年までの3箇年にWTOが公表する統計（以下「WTO統計」という。）において同期間中連続して世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること、のいずれにも該当することを追加することが適当である。

(2) 部分適用除外措置の適用基準等の見直し

全面適用除外措置の適用基準の見直しに併せて、部分適用除外措置の対象国の基準について、①当該年度の前年の世銀統計において「高中所得国」に該当すること、②当該年度の前々年のWTO統計において世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること、のいずれにも該当することを追加することが適当である。

また、国別・品目別特惠適用除外措置と単位を揃え、部分適用除外措置についても、農水産品は品目番号9桁単位、鉱工業品は4桁単位で適用することが適当である。

(3) 実施時期

我が国の事業者・消費者及び適用除外となる国の経済に与える影響の緩和、また円滑な制度移行の観点から、猶予期間を設けることとし、新しい基準の実施時期は、部分適用除外措置は平成30年度から、全面適用除外措置は平成31年度からとすることが適当である。

(4) 特惠除外措置の適用（現行基準によるもの）

全面適用除外措置の適用基準を踏まえ、ウルグアイ、セントクリストファー・ネイビス及びチリについて、特惠関税制度の適用対象から除外することが適当である。

国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準を踏まえ、農水産品17品目及び鉱工業品374品目（いずれも輸入統計品目番号（9桁）ベース）について、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで、特惠税率の適用対象から除外することが適当である。

4. 特殊関税制度の見直し

不当廉売された貨物又は補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業に損害等を与えている場合、政府は、通常の関税のほか、割増関税として不当廉売関税又は相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）を課することができる。近年の企業を取り巻く環境の変化を受けた申請者の負担軽減等の観点から、不当廉売関税等の課税の求め（以下「課

税申請」という。)等に係る以下の見直しを行うことが適当である。

- ① 申請者が不当廉売関税等の課税申請時に、「本邦の産業」に係る損害について証拠を提出する際、損害に係る指標については、合理的に入手可能な範囲の情報であっても許容されうることを明確化する。
- ② 不当廉売関税等の課税申請時における課税申請に対する支持状況が、調査開始のために必要な要件を満たしていない場合であっても、調査開始時までに産業所管省庁が当該支持状況を確認し、これに基づき、調査開始の判断をできるようにする。
- ③ 課税申請を行うことができる者の要件である「国内総生産高に対する 25%以上の生産高」に関し、当該国内総生産高から輸入生産者等の生産高を除くこととする。また、調査開始の要件である課税申請に対する支持状況に関し、輸入生産者等の生産高を除くこととする。

5. 事前報告制度の拡充

2020年東京オリンピック・パラリンピック等も視野に入れたテロ対策等の強化の一環として、

- ① 航空機旅客に係る出国 P N R (乗客予約記録 : Passenger Name Record) の報告を求める制度の新設
 - ② 航空機に係る入国 A P I (事前旅客情報 : Advance Passenger Information) の報告時期の前倒し
 - ③ 航空貨物に係る積荷情報項目 (荷受人及び荷送人情報並びに混載貨物情報) の追加
 - ④ 入出国 A P I、入出国 P N R 及び航空貨物の積荷情報の N A C C S (輸出入・港湾関連情報処理システム : Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) による報告の原則化
 - ⑤ 特殊船舶等に係る出港手続及び資格変更手続の整備並びに特殊船舶等に係る出国 A P I の報告対象への追加
- を行うことが適当である。

ただし、官民双方でシステム開発等が必要となる、③航空貨物に係る積荷情報項目の追加、④入出国 A P I、入出国 P N R 及び航空貨物の積荷情報の N A C C S による報告の原則化については、一定の周知や準備期間が必要であると考えられることから、施行時期を平成 30 年度中とすることが適当である。

6. 犯則調査手続の見直し

経済活動の I C T 化等の進展に伴い、関税犯則事件を取り巻く環境も急速に変化しており、また、国税犯則調査手続との調和を図る必要性等から、国税犯則調査の規定の見

直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続においても電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することが適当である。

7. その他（省令の改正等）

(1) 到着時免税店の設置

入国旅客の利便性の向上を図る等の観点から、本邦国際空港等に到着時免税店（保税売店）を設置し、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度の対象とすることが適当である。

(2) 承認工場制度に係る配合飼料の原料品の見直し

国内の畜産業において、飼料費は、生産費の大きな割合を占めており、国内の畜産業の維持や発展のためには、飼料価格を低減することで生産費の低減を図り、競争力を強化することが重要である。

このため、輸入とうもろこし等の原料品のうち、税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）において、他の用途への使用防止のための一定の配合割合の条件を満たす配合飼料の製造に使用されるものについては、関税が免除されている。

近年は、配合飼料に一定以上含有されることが条件とされている原料（動物性たん白原料）の価格が高まっていることから、畜産業の競争力を確保するためには、この原料に、より安価な植物性たん白原料を追加することが適当である。また、同様の観点から、関税の免除を受けた輸入原料品（以下「免税原料品」という。）及び配合飼料等の数量等の確認が可能な範囲で、免税原料品と同種の国産品の混用も認めることとすることが適当である。